五　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関する事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（用地補償課の所掌事務）

第五十四条　用地補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は建物の借入れに関すること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第五十五条　調整官は、命を受けて、中間貯蔵部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に参画する。

（新設）

（用地総括課の所掌事務）

第四十六条　用地総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄附並びに地上物件の移転又は引渡し（以下「移転等」という。）並びにこれらに伴う損失補償に関する事務の総括に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に係る用地の予算の管理に関すること。

三　中間貯蔵施設の整備に係る公共物の管理に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関する事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（用地審査課の所掌事務）

第四十七条　用地審査課は、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関する事務をつかさどる。

（用地補償第一課及び用地補償第二課の所掌事務）

第四十八条　用地補償第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に関すること。

二　前号に掲げる事務に伴う損失補償に関すること。

三　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は建物の借り入れに関すること。

2　用地補償第二課を置く場合には、第五十三条に基づき、前項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）

第四十九条　中間貯蔵施設整備推進課を置く場合には、第五十三条に基づき、第四十二条第一号から第四号まで、第四十三条第一号及び第二号、第四十四条第一号から第三号まで、第四十六条第二号から第四号まで、第四十七条並びに第四十八条第一項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

第五十条　調整官は、命を受けて、中間貯蔵部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。